

## 病児保育室受け入れ症状

### 【利用できる場合】

1. 医師による集団保育が可能と診断され、その旨の記載を受けた所定の『医師連絡票』を託児時に提出する場合
2. 38.4℃以下の発熱性疾患
3. 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
4. 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

次ページの各疾患に対する基準もご確認ください。

### 【利用できない場合】

1. 医師による集団保育が不可能と診断された場合
2. 医師による診断を受けていない場合
3. 所定の『医師連絡票』を託児前に提出できない場合
4. 38.5℃以上の発熱が続いている場合
5. 咳・喘鳴（ゼーゼー）がひどく呼吸困難である場合（喘鳴発作を含む）
6. ほとんど飲んだり食べたりできない場合
7. 点滴などの医療行為を行っている場合
8. 重篤な疾患で入院時の措置が必要と考えられる場合
9. 難治性の疾患で治療が継続している場合
10. てんかん発作が頻回に起こっている場合
11. 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合など）
12. 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある。
13. その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合

・この場合の発熱とは、原則として（解熱剤の使用なく）体温が 38.4℃以下の状態を指します。

・隔離室対応の際は、その日の利用状況によって保育をお受けできない場合があります。

## 湯沢市病児保育室受け入れ基準

	疾患名	病児保育受け入れ基準
第二種	<b>インフルエンザ</b> 空気感染 飛沫感染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発病後 3 日目から。</li> <li>・38.4 度以下の発熱</li> <li>・食事、水分の摂取が可能</li> </ul>
	<b>流行性耳下腺炎</b> (おたふくかぜ・ムンプス)  飛沫感染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発病後 4 日目から</li> <li>・症状の回復傾向が見られたら。</li> </ul>
	<b>風疹</b>  飛沫感染	発疹が消失後は利用可能。
	<b>水痘</b> (水ぼうそう)  空気感染 飛沫感染 接触感染	全ての発疹が痂皮化してから利用可能。 (麻疹と並んで感染力が極めて強く、水痘に対する免疫がなければ感染後 2 週間程度の潜伏期間を経て発疹が出現。)
	<b>咽頭結膜炎</b> (プール熱)  飛沫感染 接触感染	症状が安定していれば隔離で可能 (利用人数を制限し個室対応)
第三種 (その他)	<b>溶連菌感染症</b>  飛沫感染 接触感染	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能。
	<b>りんご病</b> (伝染性紅斑)	希望があれば利用可能。
	<b>ヘルパンギーナ</b> <b>手足口病</b> 飛沫感染 糞口感染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発病後 1 日目から</li> <li>・症状が安定していれば利用可能</li> </ul>
	<b>感染性胃腸炎</b> <b>ロタ・ノロ・アデノウイルス</b> <b>細菌性胃腸炎</b>  糞口感染 接触感染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38.4 度以下の発熱</li> <li>・食事、水分の摂取が可能</li> <li>・過去 24 時間以内に、下痢・嘔吐の症状がない。</li> </ul>

## 湯沢市病児保育室受け入れ基準

第三種 (その他)	<b>RS ウイルス</b> ヒトメタニューモウイルス  飛沫感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	<b>マイコプラズマ感染症</b>  飛沫感染	抗菌薬内服していれば利用可能。
その他	急性上気道炎  飛沫感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	気管支炎・肺炎  飛沫感染 接触感染	・ 38.4 度以下の発熱 ・ 食事、水分の摂取が可能
	喘息・喘息様気管支炎	・ 食事、水分の摂取が可能 ・ 呼吸状態が落ち着いたら
	中耳炎	希望があれば利用可能。
	伝染性膿痂疹 (とびひ) 接触感染	発症時から利用可能。
	突発性発疹	医師による病児保育室の許可があれば利用可能。
	水いぼ (伝染性軟属腫)	発症時から利用可能。